

船舶油濁損害賠償保障法第三十九条の七第三項の国土交通大臣が指定する保険者等を定める告示の一部を改正する告示
船舶油濁損害賠償保障法第三十九条の七第三項の国土交通大臣が指定する保険者等を定める告示（平成十六年国土交通省告示第四百六十三号）の一部を次のように改正する。
第二十九号を削り、第二十八号を第二十九号とし、第十四号から第二十七号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号を削り、第十二号を第十四号とし、第十一号を第十三号とし、第十号を第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二ザ・ユナイテッド・キングダム・ミューチュアル・スティーム・シップ・アシユアランス・アソシエーション（ヨーロッパ）リミテッド

第九号の次に次の一号を加える。

十ザ・ノース・オブ・イングランド・プロテクティング・アンド・インデムニティー・アソシエーション・リミテッド

第三十一号から第三十三号までを次のように改める。

三十一 THE STANDARD CLUB ASIA LTD.

三十二 THE STANDARD CLUB EUROPE LTD

三十三 The Standard Club Limited

第三十四号を削り、第三十五号を第三十四号とし、第三十六号を第三十五号とし、第三十七号を削り、第三十八号を第三十六号とし、第三十九号から第四十三号までを二号ずつ繰り上げ、本則に次の一号を加える。

四十一 Amlin Europe N.V.

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第七十七号

船舶油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第三十九条の七第三項の規定に基づき、船舶油濁損害賠償保障法第三十九条の七第三項の国土交通大臣が指定する保険者等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年二月三日

国土交通大臣 太田 昭宏